

ビルクリーニング職種(ビルクリーニング作業)

<p>作業の定義</p>	<p>ビルクリーニングは、不特定多数の利用者が利用する建築物(注1)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して場所別及び部位別(注2)の清掃作業(注3)を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する作業をいう。</p> <p>(注1) 住宅(戸建て、集合住宅等)を除く建築物をいう。 (注2) 場所別とは、玄関ホール、通路、トイレ、昇降機、専用部等の区分をいい、部位別とは、床、壁面、天井、立体面等の区分をいう。 (注3) 清掃作業のうち、日常清掃作業は、毎日1回以上等の頻度で行う作業をいい、定期清掃作業は、年又は月等の単位で定期的に行う作業をいう。</p> <p>※ 当該職種・作業で技能実習を実施する場合、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項に掲げる登録業種のうち、第1号の「建築物清掃業」又は第8号「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受ける必要がある。</p>		
<p>必須作業 (移行対象 職種・作業で 必ず行う作業)</p>	技能実習1号	技能実習2号[1年目]	技能実習2号[2年目]
	<p>1 (1)及び(2)並びに2の作業を必ず行い、1(3)の作業は必要に応じて行うこと。 1. ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①器具及び資材の取扱及び整備作業 ②什器及び備品等の取扱作業</p> <p>(2)クリーニング作業 下記の「(1)主な器具」に掲げる器具及び「(2)主な資材」に掲げる資材の使い方を修得するための各種清掃作業の補助</p> <p>(3)ベッドメイク作業 ①ベッドメイク作業</p>	<p>1 (1)及び(2)並びに2の作業を必ず行い、1(3)の作業は必要に応じて行うこと。 1. ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①資機材(器具、資材及び機械)の取扱及び整備作業 ②什器及び備品等の取扱作業</p> <p>(2)クリーニング作業 ①日常清掃作業(トイレ日常清掃作業を除く。)</p> <p>(3)ベッドメイク作業 ①ベッドメイク作業</p>	<p>1 (1)及び(2)並びに2の作業を必ず行い、1(3)の作業は必要に応じて行うこと。 1. ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①資機材の取扱及び整備作業 ②什器及び備品等の取扱作業</p> <p>(2)クリーニング作業 ①日常清掃作業 ②定期清掃作業(トイレ定期清掃作業を除く。)</p> <p>(3)ベッドメイク作業 ①ベッドメイク作業</p>
	<p>2. 安全衛生作業</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全確認作業 ③整理・整頓・清掃・清潔・習慣の遵守 ④作業者間の安全確認作業 ⑤保護具及び安全標識・装置の確認作業</p> <p>⑥服装の安全点検作業(身だしなみを含む) ⑦ビルクリーニングにおける事故・疫病予防 ⑧労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑨異常時の応急措置を修得するための作業 ⑩報告・連絡・相談(ホウ・レン・ソウ)の遵守</p>		
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①資機材倉庫の整備作業 ②建物外部洗浄作業(外壁、屋上等)</p> <p>(2)周辺作業 ①建築物内外の植栽管理作業(灌水作業等) ②資機材の運搬作業(他の現場に移動する場合等) ③客室等整備作業(ベッドメイク作業を除く)</p> <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>※作業対象項目</p> <p>(1)部位別作業</p> <p>1.床面(弾性、硬性、繊維系、木質系等) 2.壁面(壁、窓、窓枠等) 3.立体面(扉、柱、便器、洗面台、ブラインド等) 4.什器及び備品(机、椅子、ロッカー等) 5.天井面(換気扇、空調吸排口、照明器具等)</p> <p>(2)場所別作業</p> <p>1.玄関ホール 2.事務室 3.会議室、役員室及び応接室 4.客室、病室等 5.通路及びエレベータホール 6.湯沸室及び給湯室 7.昇降装置 8.階段</p> <p>9.食堂 10.更衣室、浴室及びシャワールーム 11.喫煙スペース 12.ごみ集積所 13.駐車場 14.屋上及びベランダ 15.外周及び犬走り 16.トイレ及び洗面所</p>		
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)主な器具(必要に応じて使用すること。ただし、技能実習1号では、少なくとも1～19は全て使用すること。)</p> <p>1.ほうき(自在、シダ等) 5.タオル 11.ウインドスクイジー 17.プランジャー 23.計量カップ 2.文化ちり取り 6.ダストクロス 12.シャンパー 18.廃棄物コレクター 24.高所用ワイパー 3.モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型) 7.超極細繊維クロス 13.フロアスクイジー 19.作業カート 25.ベッド 4.静電気ほこり取り 8.ハンドパッド 14.汚水取り 20.保護手袋・保護マスク 26.マットレス 9.フロアパッド 15.スクレーパー 21.作業標示板 27.シーツ 10.デッキブラシ 16.毛かき 22.漏電・過電流防止装置</p> <p>(2)主な資材(必要に応じて使用すること。ただし、技能実習1号では、少なくとも1～3は全て使用すること。)</p> <p>1.洗剤(酸性、アルカリ性及び中性) 5.帯電防止剤 2.水石けん 6.金属保護剤 3.衛生消耗品 7.その他汚染防止剤 4.床維持剤</p> <p>(3)主な機械、設備(附属品を含む)等(必要に応じて使用すること。ただし、技能実習2号では、少なくとも1及び2は使用すること)</p> <p>1.真空掃除機(ポット型及びアップライト型) 4.自動床洗浄機 7.送風機 2.ポリッシャー 5.エクストラクター 3.吸水バキューム 6.高圧洗浄機</p>		
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>ビルクリーニング作業の結果そのものが製品である</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.ビル設備管理作業 2.施設警備作業 3.ハウスクリーニング作業</p> <p>4.受付業務作業 5.関連作業及び周辺作業のみの場合</p>		